

平成24年8月13日からの大雨被害に係る 被災者生活再建支援法の適用について

平成24年8月15日
京都府防災・原子力安全課
前川課長 075-414-5610
西村副課長 075-414-4472

平成24年8月13日からの大雨により、生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、以下のとおり適用基準を満たす宇治市に対し、被災者生活再建支援法を適用することとしますのでお知らせします。

適用市町村	支援法 適用日	適用基準 (支援法施行令)	住宅被害(世帯)		
			全壊	半壊	床上浸水
宇治市	8月14日	第1条第1号	調査中	調査中	400以上

上記の住宅被害数は現状(平成24年8月15日午前9時現在)のものであり、今後の調査によって変動することがある。

(参考)

1. 支援金支給の仕組み(法第18条)

この決定により、都道府県が相互扶助の観点で拠出している「被災者生活再建支援基金(管理:財団法人都道府県会館)」から、住宅が全壊した世帯、大規模半壊した世帯に対し、生活再建のため、以下のとおり支援金が支給される。

「基礎支援金」	全壊世帯100万円、大規模半壊50万円
「加算支援金」	住宅建設・購入200万円、補修100万円、賃借50万円

2. 対象となる自然災害(施行令第1条)

今回の適用は、被災者生活再建支援法施行令第1条第1号(災害救助法施行令第1条第1項第1号に該当する被害が発生した市町村における自然災害)に該当することによる。具体的には、宇治市は人口10万人以上30万人未満であることから、滅失100世帯(=全壊100世帯=床上浸水300世帯)以上で同号に該当することによる。

(滅失1世帯=全壊1世帯=半壊2世帯=床上浸水3世帯)